

2019年4月5日  
 一般社団法人 投資信託協会  
 自主規制業務部

**【企業会計基準委員会】**

- ・ 企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第64号「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第65号「金融商品に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第64号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第65号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第65号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」の開示例に係る意見

**<意見>**

i ) 会計基準案等 (注1)	企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」
ii ) 項目(注2)	第 18 項、第 24 項
iii) 意見	<p>(意 見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資信託のうち、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占めないファンドについては、第 24 項に記載されている例外対象であると判断していいか。</li> <li>・ 例外適用対象の金融商品についても、第 24 項（1）（2）に記載されているスワップ、為替予約以外の同様の性質を有する金融商品にまで拡大できないか。</li> <li>・ 投資信託が日々の基準価額の策定に当たり、第三者から提供された価格をインプットの一つとして用いる場合において、当該価格の検証については、詳細な検討を求めない取扱いにできないか。</li> </ul>

	<p>上記については、</p> <p>① 投資信託が投資している派生商品や非上場有価証券等の価格については、投資信託委託会社が価格の妥当性について責任を持って判断し、採用していること。</p> <p>② 価格を提供している情報ベンダー、ブローカーが提示している価格は、広く同種の金融商品に投資しているその他の機関投資家等でも利用されており、価格の妥当性等が確保されているものと考えられること。</p> <p>③ 投資信託委託会社は複数の投資信託について、日々、多様な資産に投資して運用し、一定の時刻までに基準価額を算出していることから、日々、提供される価格の妥当性について検証することは実務上、対応し難いこと。</p> <p>④ 更にこの基準価額に基づき、投資家との間で、日々、設定・解約代金の受け渡しを行っていること。</p> <p>⑤ 投資信託については、法令により受益権の公平性を担保することが求められているが、上記の実務においても、これが問題となつた事例はないこと。</p>
v) その他	

(注1)該当する会計基準案・適用指針案等の名称をご記入ください。

(注2)項目、頁数等をご記入ください。

## &lt;意見&gt;

i ) 会計基準案等 (注 1)	企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
ii ) 項目(注 2)	金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 5-2.
iii) 意見	<p>(意 見)</p> <p>投資信託の財務諸表において、レベル別開示、特にレベル 1、レベル 2 の時価を注記すること、又、レベル 3 に係る調整表を作成、記載することについては、適用除外として頂きたい。</p>
iv) 理由	<p>個別の投資信託がレベル 1、レベル 2、レベル 3 のいずれかに分類されるのかは、投資家が個別の投資信託が日々、算出する基準価額に基づいて、設定・解約をすることが可能なのか否かによる。</p> <p>この観点から、投資信託に対して投資している企業等においては、自らが保有している投資信託のレベルの判定を設定・解約に用いる価額は何であるのかで行うことが必要となるのであり、保有している投資信託が投資している資産の評価額がどのレベルにあるのかについての情報を取得する必要性がない。又、投資信託が保有している資産のうち、レベル 3 に分類されるものが存在することとなった場合であっても、投資家からの設定・解約の申し込みには基本的に日々、基準価額に基づいて応じており、計算期間中におけるレベル 3 に分類される資産の残高推移を開示する意味もない。</p>
v) その他	

(注 1)該当する会計基準案・適用指針案等の名称をご記入ください。

(注 2)項目、頁数等をご記入ください。

## &lt;意見&gt;

i ) 会計基準案等 (注 1)	企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」
ii ) 項目(注 2)	第 27 項
iii) 意見	<p>(意 見)</p> <p>投資信託に係る経過措置について記述されているが、誰に対して何を求めている事項なのかが判然としない。新指針への円滑な対応の観点から、誰に対して何を求めている事項、内容なのかについて、より明確に理解できるように記述を修正することが適当ではないか。また、検討の結果、投資信託に関する取扱いを改正する場合には、適用までの十分な準備期間を設けていただきたい。</p>
iv) 理由	投資信託に係る経過措置について記述されているが、例えば、(1)から(3)までに記載されている事項について対応することが求められている主体が異なる等、誰に対して何を求めている事項なのかが判然としない。
v) その他	

(注 1)該当する会計基準案・適用指針案等の名称をご記入ください。

(注 2)項目、頁数等をご記入ください。